

カーボンニュートラル実現に向けた技術開発等支援事業費補助金(2次公募)のご案内

応募受付期間:令和7年6月4日(水)～7月23日(水)【必着】

この補助制度は 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざし、技術開発、実証実験、F S 検討等を進める県内企業を支援することにより、本県産業の脱炭素化や競争力強化を図ることを目的としています。

<補助制度の内容>

(1) 補助対象者

三重県内に本社又は事業所等を有し、県内において本補助事業を実施する事業者

(2) 補助対象事業

補助対象事業	水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした技術開発、実証事業、F S 検討等を実施する事業
補助対象経費	備品費、消耗品費、使用料・賃借料、燃料費、謝金等、委託費、人件費、その他経費
補 助 率	大 企 業 ^{※1} ：1／3以内 中小企業 ^{※2} ：1／2以内
補助上限額	大 企 業 ^{※1} ：350万円 中小企業 ^{※2} ：500万円

※1 大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者）

ただし、次の各号に該当する場合には、大企業として扱いません

(1) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

(2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

(3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）で「みなし大企業」でない者

(3)応募方法

令和7年7月23日(水)17時までに下記の申請書類一式を、下記のお問い合わせ先までメール又は郵送にてご送付ください

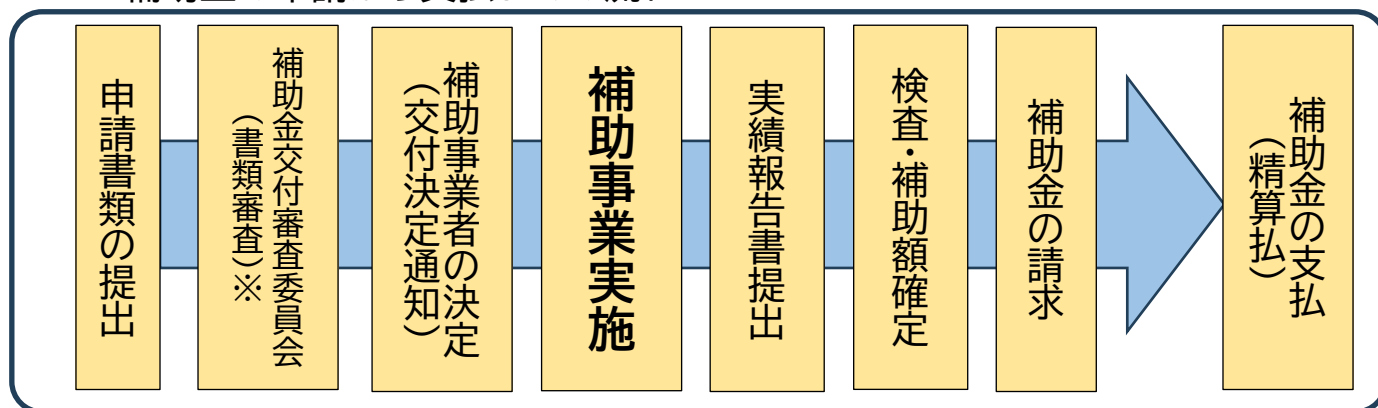
<申請書類>

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 法人に係る登記事項証明書※1
- ③ 直近2期分の財務諸表の写し
(貸借対照表、損益計算書、有価証券報告書等)
- ④ 県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類※1
- ⑤ 税務署が発行する納税証明書※1(納税証明書その3)
- ⑥ 事前着手届(様式第3号)※2

※1 ②、④及び⑤は申請日より3か月以内に発行されたものに限りです

※2 交付決定前に発注等を行う場合はご提出ください

<補助金の申請から支払までの流れ>



※応募のあった事業計画について、審査委員会での審査を実施し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

●申請・お問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13(三重県庁8階)

三重県雇用経済部 新産業振興課 ものづくり推進班

電話:059-224-2749 Eメール:shinsang@pref.mie.lg.jp